

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が土曜日のときは、その翌日)

## 目次

◇規 則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則(福祉保健課)

公布された規則のあらまし

◇災害救助法施行細則の一部を改正する規則

- 一 救助のために支出することができる費用の限度額の引上げ等(別表第一関係)
- 1 救助のために支出することができる費用の限度額を次のとおり引き上げることとした。

救助の種類	支出することができる費用の限度額		
	現行	改正後	
避難所の供与 (一人一日当たり)	一三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	
応急仮設住宅の供与 (一人一日当たり)	一、四四七、〇〇〇円	二、〇三四、〇〇〇円	
炊き出し等食品の給与 (一人一日当たり)	八六〇円	一、〇一〇円	
夏 期	一人世帯	一六、八〇〇円	一七、〇〇〇円
	二人世帯	二一、五〇〇円	二一、八〇〇円

福祉避難所においては、通常の実費を加算した額

被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	住家の全壊 全焼又は流 失により被 害を受けた 世帯に対し て行う場合	冬 期		夏 期	
		十月一日 から翌年 三月三十 日まで	算する額	四月一日 から九月 三十日ま で	算する額
住家の半壊 半焼又は床 上浸水によ り被害を受 けた世帯に 対して行う 場合 <td>三人世帯</td> <td>三二、七〇〇円</td> <td>三二、一〇〇円</td> <td>三人世帯</td> <td>三二、七〇〇円</td>	三人世帯	三二、七〇〇円	三二、一〇〇円	三人世帯	三二、七〇〇円
	四人世帯	三八、〇〇〇円	三八、四〇〇円	四人世帯	三八、〇〇〇円
	五人世帯	四八、二〇〇円	四八、七〇〇円	五人世帯	四八、二〇〇円
	六人以上一人 増すごとに加 算する額	七、〇〇〇円	七、一〇〇円	六人以上一人 増すごとに加 算する額	七、〇〇〇円
	一人世帯	二七、七〇〇円	二八、一〇〇円	一人世帯	二七、七〇〇円
	二人世帯	三五、八〇〇円	三六、二〇〇円	二人世帯	三五、八〇〇円
	三人世帯	四九、九〇〇円	五〇、五〇〇円	三人世帯	四九、九〇〇円
	四人世帯	五八、五〇〇円	五九、二〇〇円	四人世帯	五八、五〇〇円
	五人世帯	七三、四〇〇円	七四、二〇〇円	五人世帯	七三、四〇〇円
	六人以上一人 増すごとに加 算する額	一〇、〇〇〇円	一〇、一〇〇円	六人以上一人 増すごとに加 算する額	一〇、〇〇〇円

住宅の応急修理	冬 期		夏 期	
	十月一日 から翌年 三月三十 日まで	算する額	四月一日 から九月 三十日ま で	算する額
小学校児童 (一人当たり)	三〇八、〇〇〇円	四三二、〇〇〇円	三〇八、〇〇〇円	四三二、〇〇〇円
中学校生徒 (一人当たり)	四、〇〇〇円	四、一〇〇円	四、〇〇〇円	四、一〇〇円
小学生 (一人当たり)	四、二〇〇円	四、三〇〇円	四、二〇〇円	四、三〇〇円
大 人 (一人当たり)	一四九、〇〇〇円	一七一、〇〇〇円	一四九、〇〇〇円	一七一、〇〇〇円
小 人 (一人当たり)	一一九、二〇〇円	一二六、八〇〇円	一一九、二〇〇円	一二六、八〇〇円
死体の処理 (一人当たり)	二、八〇〇円	二、九〇〇円	二、八〇〇円	二、九〇〇円
障害物の除去 (一人当たり)	一三五、七〇〇円	一三八、二〇〇円	一三五、七〇〇円	一三八、二〇〇円

- 2 応急仮設住宅は、福祉仮設住宅とすることができることとした。
- 3 応急仮設住宅をおおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できるとし、その規模及び設置のために支出することができる費用は、知事が別に定めることとした。

二 救助に従事する者に対する実費弁償額の引上げ（別表第二関係）  
 救助に関する業務の従事者に対する実費弁償の額を次のとおり引き上げることとした。

区 分	金 額	
	現 行	改 正 後
医師及び歯科医師	一七、二〇〇円	一七、五〇〇円
薬 劑 師	一一、八〇〇円	一一、〇〇〇円
保健婦、助産婦及び看護婦	一一、三〇〇円	一一、五〇〇円
土木技術者及び建築技術者	一七、一〇〇円	一七、四〇〇円
大工、左官及びとび職	二〇、五〇〇円	二〇、九〇〇円
医師及び歯科医師	一一、三九円	一一、二七八円
薬 劑 師	一、五三六円	一、五六二円
保健婦、助産婦及び看護婦	一、四七一円	一、四九七円
土木技術者及び建築技術者	一一、二二六円	一一、二六五円
大工、左官及びとび職	一一、六六八円	一一、七二〇円

三 その他

所要の規定の整備をすることとした。

四 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十四号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年三月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の1の(三)の(1)中「人夫賃」を「賃金職員等雇上費」に改め、同号の1の(三)の(3)中「又は器物」を削り、同号の1の(三)の(4)を次のように改める。

(4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費

別表第一第一号の1の(三)中(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 光熱水費

別表第一第一号の1の(四)に次のただし書を加える。

ただし、高齢者、障害者その他日常生活において特別な配慮を必要とする者（以下「高齢者等」という。）を収容する避難所にあつては、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費を次に掲げる額に加算した額の範囲内とする。

別表第一第一号の1の(四)の(1)中「一三、〇〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に改め、同号の2中(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、同号の2の(三)中「二六・四平方メートル」を「二九・七平方メートル」に、「一、四四七、〇〇〇円」を「一、〇三四、〇〇〇円」に改め、同号の2中(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

(三) 応急仮設住宅は、高齢者等を複数人収容し、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）とすることができる。この場合においては、福祉仮設住宅の部屋数をもつて、応急仮設住宅の設置戸数とする。

別表第一第一号の2に次のように加える。

- (七) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。
- (八) (七)の施設の一施設当たりの規模及び設置のため支出することができる費用は、

知事が別に定める。

別表第一第二号の1の(三)中「八六〇円」を「二、〇二〇円」に改め、同号の2の(二)中「ろ水器その他給水」を「水の購入費、給水及び浄水」に、「器具」を「及び器具」に改め、「浄水用の」を削り、同表第三号の3の(一)中「二六、八〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「三一、七〇〇円」を「三一、一〇〇円」に、「三八、〇〇〇円」を「三八、四〇〇円」に、「四八、二〇〇円」を「四八、七〇〇円」に、「七、〇〇〇円」を「七、一〇〇円」に、「二七、七〇〇円」を「二八、一〇〇円」に、「三五、八〇〇円」を「三六、二〇〇円」に、「四九、九〇〇円」を「五〇、五〇〇円」に、「五八、五〇〇円」を「五九、二〇〇円」に、「七三、四〇〇円」を「七四、二〇〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に改め、同号の3の(二)中「五、五〇〇円」を「五、六〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、五〇〇円」に、「一三、五〇〇円」を「一三、六〇〇円」に、「一七、三〇〇円」を「一七、四〇〇円」に、「八、八〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「一一、七〇〇円」を「一一、八〇〇円」に、「一六、六〇〇円」を「一六、八〇〇円」に、「一九、七〇〇円」を「一九、八〇〇円」に、「二四、九〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に、「三三、二〇〇円」を「三三、三〇〇円」に改め、同表第五号の2中「借上費」の下に「又は購入費」を加え、「及び燃料費」を「燃料費等」に改め、同表第六号の3中「三〇八、〇〇〇円」を「四三二、〇〇〇円」に改め、同号の4及び同表第七号の6中「一箇月」を「一月」に改め、同表第八号の3の(二)中「四、〇〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三〇〇円」に改め、同号の4中「一箇月」を「一月」に改め、同表第九号の3中「一四九、〇〇〇円」を「一七一、〇〇〇円」に、「一一九、二〇〇円」を「一三六、八〇〇円」に改め、同表第十号の2中「借上費」の下に「又は購入費」を加え、「及び燃料費」を「燃料費等」に改め、同表第十一号の1から3までの規定中「行なう」を「行う」に改め、同号の4の(一)中「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に改め、同号の4の(二)中「五、〇〇〇円」の下に「(ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算した額)」を加え、同表第十二号の3中「借上費」の下に「又は購入費」を加え、「及び人夫費」を「賃金職員等雇上費等」に、「一三五、七〇〇円」を「一三八、二〇〇円」に改め、同表第十三号中「人夫」を「賃金職員等」に改める。

〇円」を「一三八、二〇〇円」に改め、同表第十三号中「人夫」を「賃金職員等」に改める。

別表第一第二号の1の(一)中「一七、二〇〇円」を「一七、五〇〇円」に改め、同号の1の(二)中「一一、八〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改め、同号の1の(三)中「一一、三〇〇円」を「一一、五〇〇円」に改め、同号の1の(四)中「一七、一〇〇円」を「一七、四〇〇円」に改め、同号の1の(五)中「二〇、五〇〇円」を「二〇、九〇〇円」に改め、同号の2の(一)中「二、二三九円」を「二、二七八円」に改め、同号の2の(二)中「一、五三六円」を「一、五六二円」に改め、同号の2の(三)中「一、四七二円」を「一、四九七円」に改め、同号の2の(四)中「二、二二六円」を「二、二六五円」に改め、同号の2の(五)中「二、六六八円」を「二、七二〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。